

第4章 水防計画

第1節 総 則

1 水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）の趣旨に基づき、本市における水防事務の調整及び実施に必要な事項を規定することにより、本市の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

- （1）水防上必要な組織の整備、活動体制の確立等
- （2）水災に関する監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水こう門の管理
- （3）水防活動に要する資機材、設備の整備及び運用

2 水防の責任

（1）市の水防責任

市は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）主な事務は次のとおりとする。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難のための措置（法第15条）
- ④ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑤ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑥ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑦ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑧ 堤防決壊等の通報及び決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑨ 公用負担（法第28条）
- ⑩ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑪ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑫ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑬ 水防協力団体の指定及び公示（法第36条）
- ⑭ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑮ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑯ 浸水被害軽減地区の指定・公表及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑰ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑱ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

(2) 居住者等の水防義務

居住者等は、水防管理者又は消防機関の長から水防のため要請があった場合は、直ちに協力し水防に従事しなければならない。(法第24条)

(3) 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報(法第25条)
- ② 決壊後の処置(法第26条)
- ③ 水防訓練の実施(法第32条の2)
- ④ 津波避難訓練への参加(法第32条の3)
- ⑤ 業務の実施等(法第36条、第37条、第38条、第39条)

(4) 水防本部の設置

法第16条の規定による水防警報を受け、また、水防の必要があると認めたときから、洪水、内水、津波又は高潮の危険が解消するまでの間、水防本部を設け対策に当たる。

3 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要に応じて変更を行う。水防計画を変更する時はあらかじめ、市防災会議に諮ると共に、熊本県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更した時は、その要旨を公表するものとする。

4 安全確保

洪水、内水、津波、高潮等いずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全確保について配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門(樋門)操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

- (1) 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- (2) 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- (3) 作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な無線機等の通信機器を携帯すること。
- (4) 作業時には、最新の気象情報等を入手するために、ラジオ等を携帯すること。
- (5) 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動に従事するものを随時交代させる。

5 水防体制の確立

洪水、内水、津波又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、水防本部長は、水防活動の推進を図るために、第3章災害応急対策計画第3節「職員動員計画」に準ずる配備体制をとる。

6 洪水危険箇所等の周知

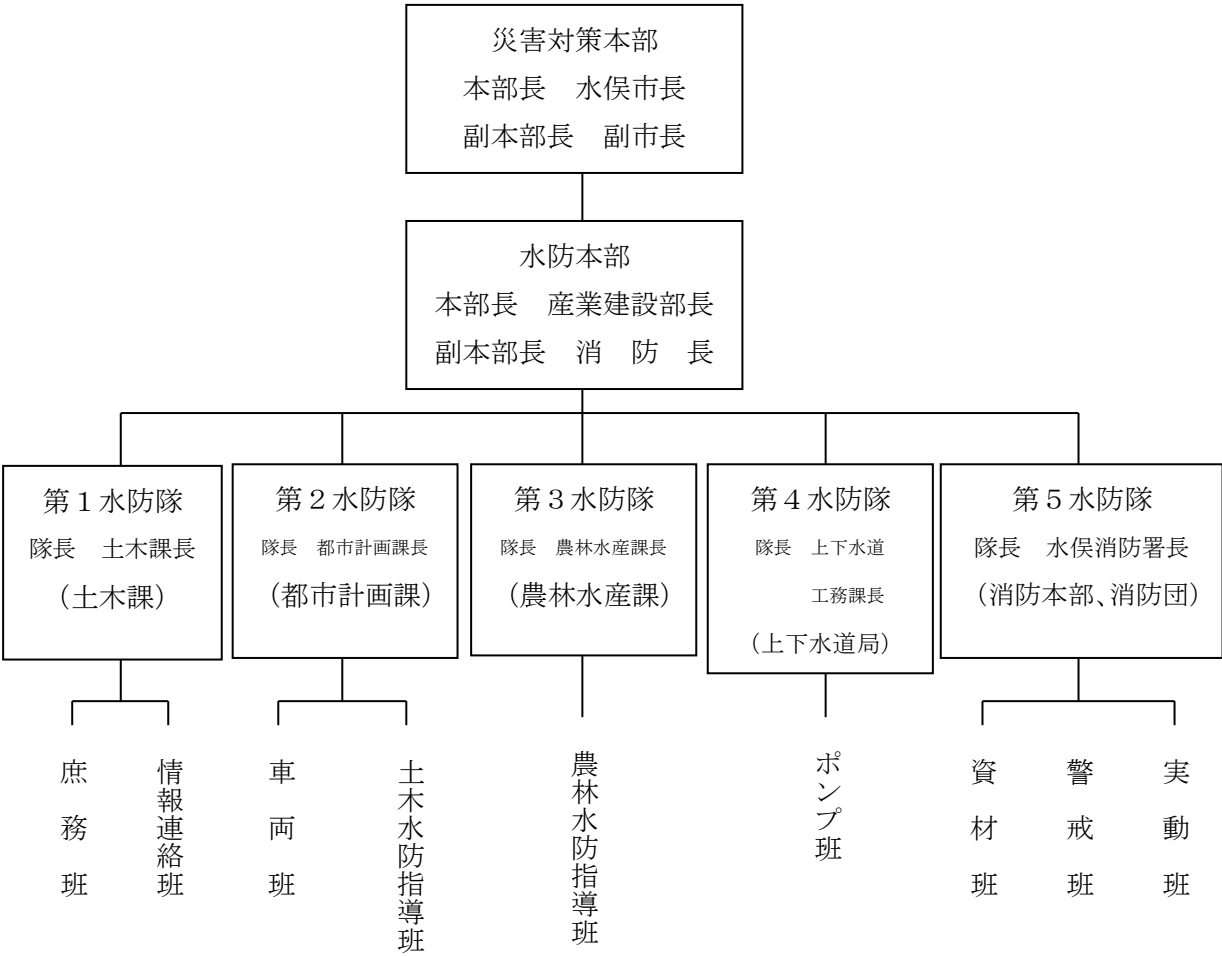
洪水、内水、津波又は高潮による災害が発生した場合において、円滑な水防活動及び避難行動が取れるよう、水俣市防災ハザードマップを活用するよう周知を図るものとする。

第2節 水防組織計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

水防本部は、災害対策本部の一環として水防対策にあたる。

1 水防本部組織



2 水防に関する事務分掌

水 防 事 務 分 掌			
本 部	隊 名	班 名	担 当 事 務
災害対策本部 本部長（市長） 水防本部長 （産業建設部長）	第1水防隊 （土木課長）	庶務班 情報連絡班 （土木課）	1 気象状況その他情報の収集連絡、 水位及び雨量の調査及び報告 2 隊員の招集及び解散の指示 3 水防資機材の確保及び備蓄 4 隊員の住所録作成 5 証票書類の発行、その他水防庶務 6 水防開始・解除及び水防記録の作 成 7 水防予算の経理 8 水防顛末報告の作成
	第2水防隊 （都市計画課長）	土木水防指導班 車両班 （都市計画課）	1 水防の現地指導 2 車両の確保、機材の整備及び資材 の輸送
	第3水防隊 （農林水産課長）	農林水防指導班 （農林水産課）	1 農林関係の現地指導
	第4水防隊 （上下水道工務課長）	ポンプ班 （上下水道局）	1 雨水ポンプ場の運転
	第5水防隊 （消防署長）	警戒班 実動班 資材班 （消防本部、消防団）	1 危険区域の巡視及び警戒 2 危険個所の補強及び応急対策 3 水防資材の確保及び輸送計画 4 その他必要な水防活動

3 水防本部

- （1）水防本部長は、産業建設部長とし、水防上必要と認めるときは、水防計画の定めるところにより、水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。
- （2）芦北水防区本部が設置され、本市も必要があると認めたときは、水防本部を設置する。
- （3）水防本部に関する事務は、土木課が行う。

4 水防管理者及び水防従事者

水防管理者は、災害対策本部長（市長）とし、水防従事者は、市職員、消防本部及び消防団（以下「隊員」という。）で編成する第1水防隊から第4水防隊が水防計画に基づき従事する。

5 隊長の任務

- （1）各隊長は、呼集された隊員を指揮監督して、事務分担に基づき水防の任務を遂行する。
- （2）各隊長は、任務の遂行に当たって、活動内容等を詳細に記録し、水防本部長に報告する。

第3節 水防連絡計画

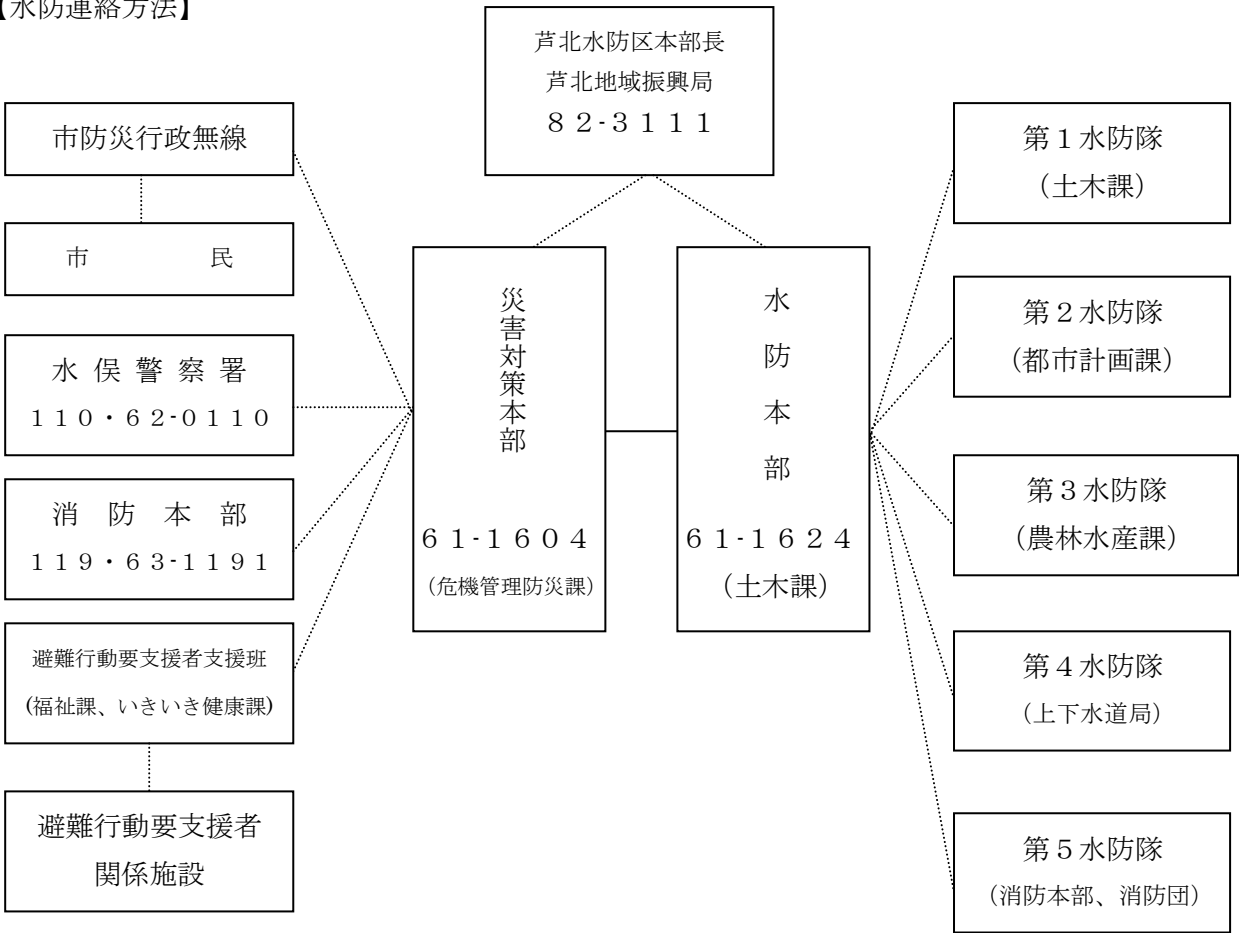
(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

1 水防連絡方法

水防組織に基づく各隊員の水防非常時の連絡方法は、あらかじめ定めておくものとする。

- (1) 水防非常事態が発生したときは、勤務時間中は所定の体制により対応を行い、勤務時間外には、当直又は災害配備待機班の担当職員（総務班）から第1号配備体制編成表及び動員連絡表により、水防本部長及び各隊長に連絡するものとする。
- (2) 連絡を受けた各隊長は、緊急連絡網によって速やかに各隊員に連絡し、招集するものとする。
- (3) 各隊員は、報道機関等の情報や気象状況によって水防の必要を察知したときは、招集を待たずに直ちに出勤し、所定の場所に待機するものとする。
- (4) 災害対策本部長は、水防警報の通知を受けたときは、直ちに警察署長及び消防長に通知するものとする。
- (5) 災害対策本部長は、水防警報の通知を受けたときは、避難行動要支援者支援班長(福祉課長)を通じて、浸水等のおそれのある避難行動要支援者関係施設（資料編P58「12 避難行動要支援者関係施設一覧」記載のとおり）へ周知するものとする。

【水防連絡方法】



2 市民への周知方法

市民への周知は、市防災行政無線・戸別受信機、自主防災組織への連絡、広報車（市広報車、消防車両）、サイレン、チャイム、熊本県防災情報メールサービス、エリアメール（NTTdocomo）、緊急速報メール（au, SoftBank）、インターネット、Ｌアラートによる配信等により周知を図る。

3 水防信号

水防信号は、法第20条に定めたものを準用するものとするが、防災行政無線による周知については、次のとおりとする。

（水防信号）

区 分	警鐘信号	サイレン信号	防災行政無線	備 考
第1信号 (警戒信号)	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ 休止 ○ 休止	—	氾濫注意水位を超過した場合
第2信号 (出動信号)	○○○ ○○○ ○○○	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ 休止 ○ 休止	—	避難判断水位超過相当（警戒レベル3）の場合 各隊員が出動すべきことを知らせるとき
第3信号 (協力信号)	○○○○ ○○○○ ○○○○	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ 休止 ○ 休止	—	氾濫危険水位超過相当（レベル4）の場合 地域内に居住する者が出動することを知らせるとき
第4信号 (避難信号)	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ 休止 ○ 休止	（避難指示） サイレン60秒	氾濫危険水位超過相当（レベル4）の場合 地域内の居住者を避難させるとき

- 備考
- 1 水防信号は、適宜時間を継続して行うこと。
 - 2 必要に応じ警鐘信号及びサイレン信号を併用して行うことができる。
 - 3 危険が去ったときは、口頭、防災行政無線等で周知を行うものとする。

第4節 水防巡視及び通報計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

1 警戒区域

水防巡視は、第5水防隊が当たり、警戒区域は次のとおりとし、巡視責任者は警戒区域を巡視する各消防団の部長とする。

名 称	場 所	延 長	担当部・消防団	待機所
水 俣 川	自：水俣川河口	右岸：3, 170 m	第1分団第1部、7部	各部 詰所
	至：長野鉄橋下	左岸：3, 100 m	第2分団第2部 第2分団第2部、3部	
湯 出 川	自：小崎水源地	右岸：560 m	第5分団第6部	〃
	至：江南橋	左岸：530 m	第3分団第5部	
	自：湯出下村	右岸：1, 530 m	第5分団第15部	〃
	至：湯出流合橋	左岸：1, 530 m		
久 木 野 川	自：竹下橋	右岸：1, 000 m	第7分団第23部、24部	〃
	至：有木橋	左岸：1, 000 m		
大 迫 海 岸	海岸線全線	500 m	第1分団第8部	〃
湯 の 児 海 岸	海岸線全線	1, 150 m	第2分団第21部	〃
築 地 海 岸	海岸線全線	550 m	第2分団第3部	〃
丸 島 海 岸	海岸線全線	1, 250 m	第3分団第4部	〃
梅 戸 海 岸	海岸線全線	1, 650 m	第3分団第4部	〃
百 間 港	海岸線全線	920 m	第3分団第4部	〃
			第4分団第20部	
湯堂茂道海岸	海岸線全線	825 m	第4分団第17部	〃

2 水防警報対象区域

熊本県から発表される水防警報の対象区域は次のとおりである。

河川名	観測局名	区 域	
水俣川	新水俣橋	右岸	湯出川合流点から海まで
		左岸	
	深 川	右岸	久木野川合流点から湯出川合流点まで
		左岸	
湯出川	湯出川	右岸	湯出字前田2149番の1地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで
		左岸	長野字下川平981番地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで

3 河川等の巡視及び警戒（法第9条）

- （1）各隊長は、水防本部を設けたときから気象の状況及び情報に注意し、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視させる。異常又は危険箇所を発見したときは、その旨を直ちに、水防本部へ報告するとともに、当該河川海岸の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

なお、出動命令については、水防に従事する者の安全に十分配慮した上で、行うものとする。

（2）巡視及び警戒

災害発生のおそれがあるときの河川巡視及び警戒は、必ず2人以上で行い、次の点に注意して監視を行う。

- ① 懐中電灯、無線機等を携行し、本部と連絡を密にして二次災害防止に努める。
- ② 堤防の裏法の漏水及び表法で水当たりの強い箇所の亀裂及び決壊の有無
- ③ 堤防の溢水及び堤防天端の亀裂、沈下、橋梁その他の構造物と堤防の取り付け部分の異常
- ④ 山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所の状態
- ⑤ 堤防監視警戒は、決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭に置きながら行動する。

（3）局地的豪雨、河川の増水等の通報連絡員

- ① 山間部における局地的豪雨等の情報を伝達するため、河川上流部に通報連絡員を置く。
- ② 山間部での局地的な豪雨、急激な河川の増水、がけ崩れ、土砂災害の前ぶれ等を発見した場合、連絡通報員は、緊急情報を市又は消防本部に連絡するものとする。市又は消防本部は、通報を受けたときは、関係機関に連絡するとともに、直ちに警戒体制、緊急避難等の措置を講ずるものとする。

4 重要水防区域

別図のとおり定める。

5 水位、雨量の観測

水位、潮位（以下、「水位」という。）及び雨量の観測は、水防本部を設けたときから1時間毎に行う。（急激な場合は30分ごと）ただし、熊本県のテレメータが設置されている地点については、随時確認を行い、県防災情報ネットワークシステム及び防災無線FAXからの情報提供も受ける。

6 水位の情報（法第12条）

- （1）観測した水位及び雨量情報は、その都度水防本部長に報告する。
- （2）水防本部長は、報告を受けた水位が水防団待機水位を超えたときは、直ちに水位通報様式により、芦北水防区本部長（芦北地域振興局長）ほか関係者に通報しなければならない。
- （3）水位の通報は、次の項目について報告する。

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| ① 日時 | ② 観測場所 | ③ 水位及び雨量 |
| ④ 水位増減の傾向 | ⑤ 観測者の氏名 | ⑥ その他 |

7 水位及び雨量の通報時期

通報は、氾濫注意水位に達したときから、最高水位に到達し、氾濫注意水位を下回るまでは、30分間隔で水防本部に報告する。(増水の緩急による臨機に変更すること)

8 水位及び雨量の観測場所

(1) 水位の観測場所

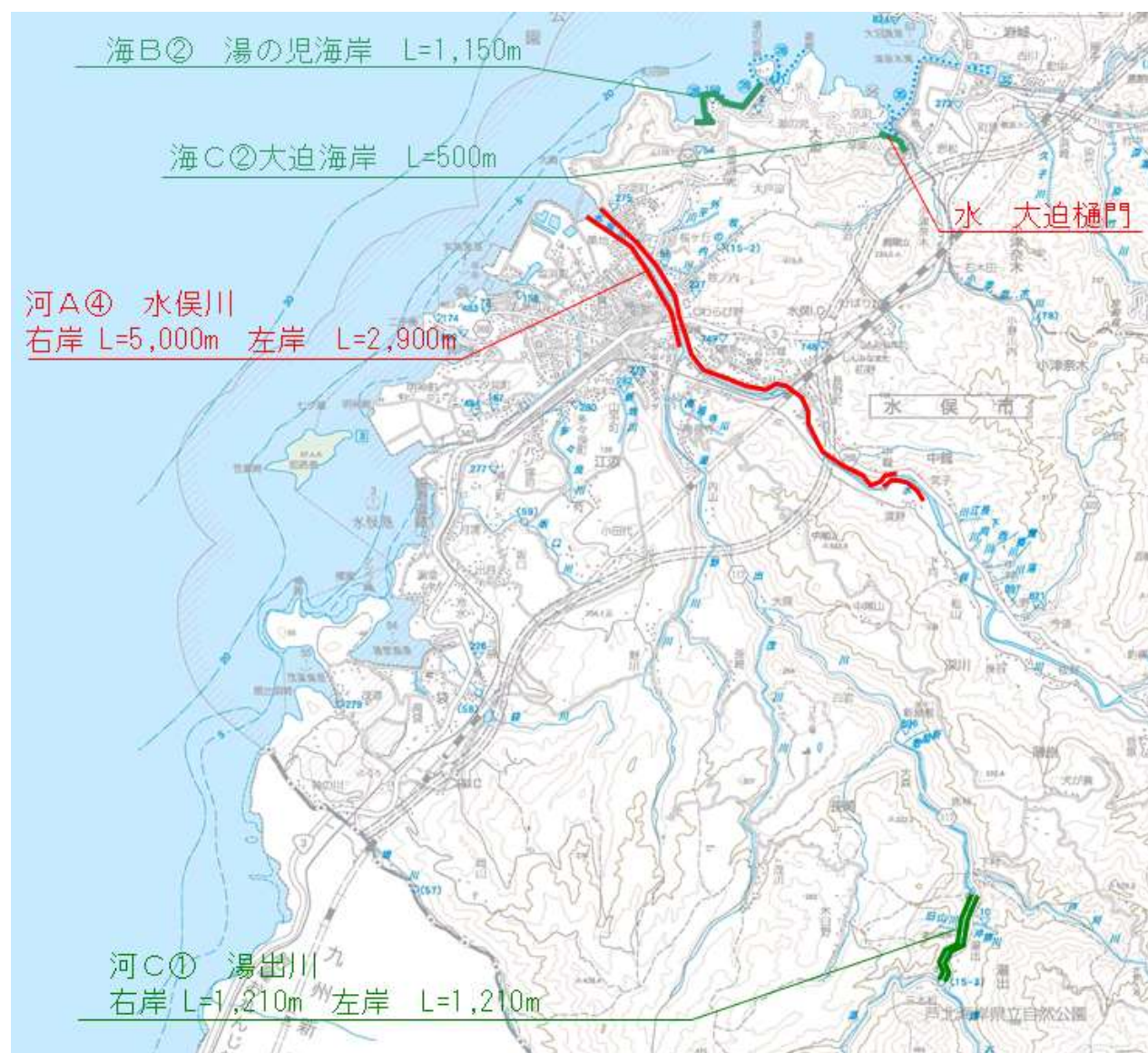
観 測 場 所	水 系	水防団 待機水位	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	観 測 者
水 俣 川 右 岸 (新水俣橋第2橋脚)	水俣川	2.34m	2.53m	2.76m	2.99m	危機管理防災課長 (県測定)
水 俣 川 左 岸 (新水俣橋)	水俣川	2.34m	2.53m	2.76m	2.99m	危機管理防災課長 (県測定)
水 俣 川 左 岸 (桜野橋下流側)	水俣川	2.46m	3.82m	4.03m	4.44m	危機管理防災課長 (県測定)
湯 出 川 左 岸 (旧第三中学校側)	湯出川	0.89m	2.05m	2.18m	2.44m	危機管理防災課長 (県測定)
久 木 野 川 右 岸 (竹下橋橋脚)	久木野川	1.50m	2.30m	(参考値)		消防団第23部長 (目視観測)
湯 出 川 左 岸 (あさひ荘)	湯出川	2.80m	3.30m			消防団第15部長 (目視観測)

(2) 雨量の観測場所

観測場所	観測位置	水 系	観 測 者
气象台アメダス(親水公園内)	水俣市南福寺	水 俣 川	危機管理防災課長
熊本県深川(桜野橋)	水俣市薄原	水 俣 川	危機管理防災課長
熊本県水俣(有木)	水俣市久木野	久 木 野 川	危機管理防災課長
国交省袋(国道3号線沿い)	水俣市袋	—	危機管理防災課長
熊本県大関山(大川と隣接)	葦北郡芦北古石	久 木 野 川	危機管理防災課長
熊本県矢筈岳(頭石)	水俣市湯出	湯 出 川	危機管理防災課長
水俣市宝川内(たから館)	水俣市宝川内	宝 川 内 川	危機管理防災課長
水俣市湯出(湯の鶴温泉保健センター)	水俣市湯出532-2	湯 出 川	危機管理防災課長
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	水俣市ひばりヶ丘3番 12号	—	水 俣 消 防 署 長

※ 水位及び雨量の観測について、水俣川右岸(新水俣橋第2橋脚)、久木野川右岸(竹下橋橋脚)及び湯出川左岸(あさひ荘)での水位観測は目視によって、その他の観測については、インターネットの各種ホームページで確認するものとする。なお、設備や確認方法などについては、資料編P43(8 気象観測設備等の現況)記載のとおりである。

重要水防区域図



第5節 水防活動計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

1 水防活動

- (1) 水防管理者は、気象台の注意報及び警報を受けた場合、又は洪水の危険を察知した場合は、第1段階として、計画した人員を招集し、堤防の監視及び警戒配置に当たるものとする。
- (2) 水防団待機水位に達したとき、又はその他必要性を認めたときは、第2段階として計画した人員を配置するとともに、器具資材を整備し、出動準備を整える。
- (3) 出動水防信号により、全員出動して水防活動を行う。第3信号により居住者も出動する。第4信号で居住者は避難するものとする。
- (4) 水防団待機水位を下り、再度水位上昇のおそれなくなったときは、水防体制を解除する。
- (5) 危険箇所を発見したときは、直ちに水防本部長に報告するとともに、災害防止の応急措置を施し、住民の安全確保を図るものとする。
- (6) 水防本部長は、前号の報告を受けたときは、直ちに各隊長に隊員の現場派遣と所要資材の輸送を命ずる。
- (7) 第1水防隊長、第2水防隊車両班長及び第5水防隊資材班長は、資機材の調達整備及び輸送車両の確保を図り、水防作業に支障の内容に努めなければならない。

2 水防警報の段階

(1) 第1段階 待 機

水防管理者は、水防団待機水位を越え、氾濫注意水位に達すると予知したときは、計画人員を招集及び堤防の警戒配置を実施する。

(2) 第2段階 準 備

水防管理者は、氾濫注意水位に達したとき、又は必要と認めるときは、計画した人員を配置につけるとともに、器具資材を準備し、出動準備を整える。(第1信号を発する。)

(3) 第3段階 出 動

水防管理者は、避難判断水位に達する、又は達するおそれがあり、危険と認めたときは、計画した人員を配置につけ水防活動を行う。(第2信号を発する。)

(4) 第4段階 警 戒

水防管理者は、避難判断水位に達し、更に水位が上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるときは、人員を増員し、水防活動を行う。(第3信号、第4信号を逐次発する。)

(5) 第5段階 嚴重警戒

水防管理者は、氾濫危険水位に達し、更に水位が上昇することが見込まれるときは、全員出動して、水防活動を行う。(第4信号を発する。)

(6) 第6段階 解 除

水防管理者は、水防団待機水位を下がり、再度水位の上昇のおそれなくなったときは、水防活動を終了する。

3 警戒区域の設定（法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防本部長及び各水防隊員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から立ち退きを命ずることができる。必要がある場合は、警察官の協力を得ることができる。

4 警察官の援助要求（法第22条）

水防本部長は、法に基づき水防のため必要と認めたときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 応援（法第23条）

（1）水防本部長は、水防のために必要があると認めたときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に応援を求めることができる。応援を求められたものは、できる限りその求めに応じなければならない。

（2）前項による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担する。

6 居住者等の水防義務（法第24条）

水防本部長及び各水防隊長は、水防上やむを得ない必要が生じたときは、水俣市に居住する者又は水防の現場にある者を、水防作業に従事させることができる。

7 決壊の通報（法第25条）

堤防その他の施設が決壊し又は決壊しようとする事態が発生したときは、直ちに関係者に通報し、緊急措置を施すとともに芦北水防本部長ほか関係者に急報しなければならない。

8 決壊後の処置（法第26条）

水防本部長及び各水防隊長は、決壊後も出来る限り氾濫による被害の拡大防止に努めなければならない。

9 水防通信（法第27条）

水防上緊急を要する通信は、最も迅速に行われるように協力しなければならない。

（1）雨量、水位、潮位等の連絡を受けたときは、水防関係機関に通報する。

（2）水防上必要な通信は、防災行政無線、無線電話、非常電話、警察電話、NTT専用電話のほか、アマチュア無線等により行う。

（3）連絡確保のため必要な場所に伝令を配置し、口頭による場合もある。

10 解除の時期

水防本部長は、水位が水防団待機水位以下に減少し、再度、水位の上昇のおそれなくなったときは、水防体制を解除する。

11 解除の通知

水位体制を解除したときは、関係機関へは電話をもって、一般へは防災行政無線・戸別受信機、電話、口頭、広報車等で周知するとともに、芦北水防区本部にその旨報告する。

12 公務災害補償（法第6条の2）

水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態になったときは、政令で定める基準に従い、市は条例で定

めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

13 法第24条の規定により水防に従事したものに対する災害補償（法第45条）

第24条の規程により水防に従事した者が、水防に従事したことにより死亡し、負傷し若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、政令で定める基準に従い、市は条例に定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

※ 水防警報が発表された場合の詳細な対応については、「風水害・土砂災害対策対応マニュアル」及び「水防警報対応マニュアル」に別途定める。

第6節 公用負担計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

1 公用負担 (法28条)

(1) 水防のため緊急の必要があると認めた場合は、水防本部長又は各水防隊長は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹材その他の資材を使用し若しくは収用し、車両その他の運搬具、若しくは器具を使用し、又は工作物その他障害物を処分することができる。

(2) 水防本部長は、前号によって損害を受けたものに対しては、その損失を時価によって補償しなければならない。

2 資料の提出及び立入り (法第49条)

水防本部長は、水防計画上必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を命じ、又は職員に必要な土地に立ち入らせることができる。この場合は市長が発行する証明書を携行し、必要なときはこれを提示しなければならない。証明書は、腕章でこれを代用することができる。

3 証明書及び腕章

証明書、腕章及び公用負担命令権限書は、次のとおりに定める。

(証明書)	表	裏面	(腕章)
	水防第 号 水 防 公 務 証 水俣市災害対策本部長 水 俣 市 長	本証は水防法第49条 2項による立入証である。	水 俣 市

公用負担命令権限書及び公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 権 限 書 氏 名 水俣市における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。 年 月 日 水俣市災害対策本部長 水 俣 市 長
--

公 用 負 担 命 令 簿				
負担者 住 所 氏 名				
物品名	数量	負担内容（使用・収用）処分	期 日	適 用
年 月 日 水俣市災害対策本部長 水 俣 市 長				

第7節 水防顛末報告（土木課）

水防本部長は、水防を終結したときは「第1号様式」により、速やかに芦北区水防本部長に報告する。（法第47条第2項）

1 水防の実施状況報告

水防活動の実施状況報告は、水防を行った箇所毎に作成し、箇所毎の報告書を2部提出する。

第1号様式														
水 防 活 動 実 施 状 況 報 告 書														
報告年月日		年 月 日					作成責任者 ㊞							
水防実施の 台風又は 豪雨名							管理団体名				指定・非 指定の別			
出水の概況							区 分		管理団体分		県支出分		計	
水防実施 の場所							所 要 経 費	人 件 費	手 当	円	円	円		
									その他	円	円	円		
									計	円	円	円		
実施日時		自 年 月 日 時 至 年 月 日 時					物 件 費	資材費	円	円	円			
								器材費	円	円	円			
実施人員		水防団員		消防団員		その他		計		燃料費	円	円	円	
		人	人	人	人	雑 費	円	円	円					
水防活動の 概況及び 工法・延長							使 用 資 材	込	俵	俵	俵			
									円	円	円			
水 防 の 結 果	効果	堤防	田畑	家屋	鉄道	道路	その他	縄	kg	kg	kg			
		m	ha	戸	m	m	円		円	円				
	被害	m	ha	戸	m	m	丸太	本	本	本				
		円	円	円	円	円	円	円	円					
	被害額	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
		計	円	円	円	円	円							
他団体より 応援状況							立退きの状況 及び指示理由							
居住者 出勤状況							水防功労者の 所属、職氏名 ・年齢及び 功績概要							
警察の 応援状況							堤防その他の施 設等の異常の有 無及び緊急工事 を要する場合は その場所・状況							
現地指導員 の職・氏名							水防活動 に関する 自己批判 (反省点)							
水防関係 者の死傷							備 考							

第8節 河川管理者の協力（熊本県）

1 河川管理者の協力

水俣川及び湯出川の河川管理者である県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水俣市が行う以下の水防のための活動に協力を行う。

- （1）水俣川及び湯出川に関する情報の提供
- （2）重要水防箇所の合同点検の実施
- （3）水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）市及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態における応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- （5）水防活動に関する情報、資料の収集及び提供
- （6）水防活動の記録及び広報

第9節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止のための措置 (危機管理防災課)

水俣市防災会議は水防法第14条第1項に基づき、水位周知河川について、熊本県知事による洪水浸水想定区域の指定があったときは、水俣市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 洪水予報及び水位到達情報の伝達方法
- 2 避難場所及び洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 3 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (1) 地下街等（地下街及び地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (2) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - (3) 大規模な工場その他の施設（(1)又は(2)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）